

令和6年度「釜石市働く婦人の家運営委員会」開催結果(概要)

1 開催日時

令和6年6月26日(水) 午前10時25分から11時36分まで

2 開催場所

釜石市働く婦人の家 2階 第三講習室

3 出席者

- | | | | |
|------------|----------|------------------------------------|------|
| (1) 出席委員 | (1号委員) | 阿部津子、山崎サヨ子、木下佳子 | |
| | (2号委員) | 金野恭子、山崎詔子、合田節子 | |
| | (3号委員) | 菊池千代子、昆智恵子、正木隆司 | |
| | (4号委員) | 菊池利之、梅澤貴次 | 計11名 |
| (2) 欠席委員 | なし | | |
| (3) 市事業説明者 | 釜石市市民生活部 | 平野敏也部長、佐藤貴之まちづくり課長 | |
| (4) 事務局 | 働く婦人の家 | 菊池拓朗館長(商工観光課長)
橋本英章館長補佐、佐々木智代館員 | |

4 経過

下記の次第に従って館長が司会進行を務めた。協議事項②以降は、会長が議長となって会議を進めた。

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 委員・職員紹介
- (4) 協議事項
 - ① 会長及び副会長の互選
 - ② 令和5年度業務概要について
 - ③ 令和6年度釜石市働く婦人の家運営方針等について
 - ④ その他
- (5) 閉会

5 結果

協議事項①の会長及び副会長の互選については、会長に正木隆司委員、副会長に木下佳子委員が選出された。

協議事項②③は承認された。

また、以前からの懸案事項である小佐野地区公共施設等再配置計画(旧小佐野中学校跡地に小佐野コミュニティセンター等と働く婦人の家の移転・合築計画)について、現時点での再配置計画の状況を、担当部署の市民生活部長とまちづくり課長が、会議の後半に参加して状況を説明した。

【協議における委員からの意見等】

利用者から選出されたすべての委員から、会員の高齢化は相変わらず進んでいるが、会員は活動を楽しみにしているので「細く長く」続けていきたいとの話がなされた。

また、市広報や市ホームページで自主活動グループの新規会員を募集してもらったところ複数のグループで若い人を含む新しい会員が加入して良かったとの感想があった。

なお、利用者を増やすことにもつながる夜間の利用が、夜間経費予算の関係で希望どおりにならないこともあるので、予算を増やしてもっと利用できるようにしてほしいとの意見があった。

雇用側の委員からは、仕事をしながらの活動はやはり大変であるが頑張してほしい。女性の利用者だけではなく子どもや男性の利用者が増えて良かったとの感想があった。

有識者の委員からは、新規会員が増えているようで良かった。やはり広報等の周知が大事であるので継続してPRしてほしいという意見や、高齢者になると次第に外に出なくなってしまうので、ここでの活動などを通じて地域や人との繋がりを持つことが大事であるとの意見があった。

関係行政機関の委員からは、働く婦人の家は所期の目的は達成しているとのことであるが、せっかくある財産なので広報などを通じて積極的に利用促進を広く市民に周知し、皆さんで知恵を出し合って有効活用していけばよいのではとの助言があった。

また、地域との繋がりが強いところは防災面でも有利だし、コミュニケーションを取るといことが健康寿命を延ばすという話もあるので、このような活動をぜひ継続してもらいたいとの助言があった。

【小佐野地区公共施設等再配置計画の状況説明】

市の所管部署の市民生活部長から次のような説明があった。なお、質問、意見等は特になかった。

- ・ 統廃合計画を策定してから施設予定地の地権者と土地の交渉を進めてきたが土地を取得することができなくなった。
- ・ 地権者等との調整を進めている間に、市役所新庁舎の建設工事の着工が決まったが、物価等の高騰により建設事業費が大幅に増加し市の財政負担が大きくなった。
- ・ 施設予定地にある旧小佐野中学校は景観等の様々な問題があり、校舎の解体を先行して実施し今年3月に更地とした。
- ・ 市役所建設工事はこれから1年以上かかり今後の物価等の高騰も見込まれることから今後も財源の確保が厳しい状況である。
- ・ 以上のことから、施設予定地での新しい統合施設の建設が困難になったことから統廃合計画は中断することとし、現在の小佐野地区生活応援センター(コミュニティセンター)を当面使用することとした。
- ・ 働く婦人の家は、統廃合計画の中断により所管課である商工観光課へ戻し、今後施設をどうするかを所管で協議してもらうこととなった。
- ・ 旧小佐野中学校跡地は、借用して大津波などの災害への対応のため防災拠点用地として利用するとともに、防災に使用しないときは周辺の公共施設への来訪者の駐車場や地域活動での利用など柔軟に利活用することとした。

以上